

## 犯罪被害者等基本計画骨子案（３）保留事項

### （内閣府原案）

#### 3 安全の確保（基本法第15条関係）

##### （2）犯罪被害者等に関する情報の保護

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。

【警察庁】

### （上記原案に対する久保構成員意見）

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、報道の自由、国民の知る権利等を理由とするマスコミの実名原則を踏まえつつ、犯罪被害者等から匿名発表を望む意見があることに配慮し、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案して個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう努めていく。【警察庁】

#### 〔理由〕

マスコミは、被害者についても実名報道を原則としており、警察に対しては実名発表を一貫して求めている。報道の自由、国民の知る権利のみならず、真実の究明、再発防止のための多角的な背景取材・分析に欠かせないからである。

被害者のプライバシーや安全を最大限に尊重するのは、報道の当然の責務であり、匿名報道についても個別具体的な案件ごとに議論を深め、実行している。今後ともその姿勢に変わりはないが、匿名報道のあり方については、報道側の判断、研究におまかせ願いたい。

### （上記意見に対する警察庁意見）

原案のままとされたい。

#### 〔理由〕

久保構成員の修正案では、「マスコミの実名原則を踏まえつつ」とされているところ、警察では、事件・事故報道の公共性や報道機関が負っている責務について十分に理解しているものの、発表については、捜査の支障及び関係者のプライバシーと公益との考慮など警察が自ら判断しなければならず、関係者の実名などが報道されることによる影響の判断をすべて報道機関に任せることはできないと考えている。

### （内閣府意見）

御提示に係る内容については、検討会において、検討いただきたい。